

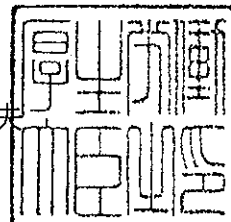
厚生労働省発食安第1002005号

平成18年10月2日

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 柳澤 伯夫



食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行う
ことが明らかに必要でないときについて（照会）

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に
基づき厚生労働大臣が食品安全委員会に意見を求めるに当たり、下記の事項に
ついては、同項ただし書に規定される同法第11条第1項第1号の食品健康影
響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると解してよいか。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき定
められた食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）第1
食品の部 A 食品一般の成分規格の5の（14）に示すニトロフラン類試験法
において、誘導体化に用いる試薬と検体の反応比率について変更等を行うこと。



食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて（ニトロフラン類試験法）

1. 経緯

食品中に残留する農薬、飼料添加物及び動物用医薬品（以下「農薬等」という。）に関するポジティブリスト制度の導入に伴い、「食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号。以下「告示」という。）」において、食品において「不検出」とされる農薬等の成分である物質を定めるとともに、これらの物質が食品中に検出されないことを判断するための試験法を規定しているところである。

このうちニトロフラン類試験法については、ニトロフラン類の代謝化合物を分析対象物質としており、試験溶液の調製においてこの代謝化合物を誘導体化して測定することとしているが、今般、この誘導体化に用いる試薬と検体の反応比率を変更することで、より精度の高い試験が実施可能であるという知見を得たことから、当該試験法について所要の改正を行うものである。

なお、今般の改正は、食品衛生法第11条第1項に基づき規定された規格基準における「不検出」の基準を改正するものではなく、あくまで管理手法の適正化を図るものである。

2. 今後の方針

食品安全委員会の回答を受けた上で、告示の改正に係る所要の手続きを進めることとする。